

社会福祉法人和仁福祉会

通所介護事業・第1号通所事業

万石浦デイサービスセンター運営規程

第1章 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人和仁福祉会が経営する万石浦デイサービスセンター（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護、及び第1号通所事業の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員又は看護職員、介護職員等の従事者が、要介護状態又は要支援状態等にある高齢者に対し、適正な指定通所介護、又は第1号通所事業（以下「介護サービス等」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護職員等は、あらかじめ利用者の心身の状況、生活環境、本人及び家族の希望等を尊重して作成した居宅サービス計画（通所介護計画）に基づき、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう配慮し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

- 2 事業の提供に当たっては、親切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービス提供方法について、理解しやすいように説明を行い、特に認知症の状態にある要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスのできる体制を整えるものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 万石浦デイサービスセンター
- (2) 所在地 石巻市流留字沖30番地3

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種及び員数)

第4条 事業所に勤務する職員の職種及び員数は次のとおりとする。但し事業を円滑に運営するために必要であると認めるときは、それぞれの職務分担以外の職務を兼務させることができるものとする。

- | | | |
|-----|---------|--------------------|
| (1) | 所長（管理者） | 1名 |
| (2) | 生活相談員 | 1名以上（介護職員と兼務2名） |
| (3) | 介護職員 | 4名以上（生活相談員と兼務2名） |
| (4) | 看護職員 | 1名以上（機能訓練指導員と兼務1名） |
| (5) | 機能訓練指導員 | 1名（看護職員と兼務） |
| (6) | 調理員 | 1名以上 |

※（1）の所長は、下記施設の管理者等との常勤・兼務。

本体施設の指定介護老人福祉施設、併設の指定（介護予防）短期入所生活介護事業所、指定（介護予防）特定施設入居者生活介護事業所。

※（2）の生活相談員は、常勤・専従1名、介護職員との常勤・兼務2名。

本体施設の指定介護老人福祉施設の事務員との常勤・兼務1名。

※（3）の介護職員は、常勤・専従5名、生活相談員との常勤・兼務2名。

※（4）の看護職員は、機能訓練指導員との常勤・兼務1名、本体施設の指定介護老人福祉施設、併設の指定（介護予防）短期入所生活介護事業所と併任している非常勤・専従の看護職員が3名。

※（6）の調理員は、常勤専従1名、本体施設の指定介護老人福祉施設、併設の指定（介護予防）短期入所生活介護事業所、指定（介護予防）特定施設入居者生活介護事業所と併任している非常勤・専従の調理員が2名。

2 前項の定めるもののほか、必要に応じ、その他の職員をおくことができるものとする。

(職務内容)

第5条 職務別職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 所長は、事業所の職員の管理及び利用者の申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、職員に対し運営規程の遵守のための指揮命令を行う。
- (2) 生活相談員は、上司の命令を受け、利用者の相談や利用計画、日程プログラム等サービスの調整及びそれぞれの利用者に応じた通所介護計画、又は第1号通所事業に係るサービス計画（以下「通所介護計画等」という。）を利用者又はその家族に対し、その内容等について説明を行う。
- (3) 介護職員は、上司の命令を受け、事業の業務（利用者の日常の支援、入浴、送迎等の支援）に従事する。

- (4) 看護職員は、上司の命令を受け、事業の業務（利用者の健康管理、医療との連携支援等）に従事する。
 - (5) 機能訓練指導員は、利用者の心身の状況等を踏まえ、日常生活を営むのに必要な生活機能を改善し、又その減退を防止するための機能訓練業務に従事する。
- 2 前項の定めるもののほか、必要に応じその他の職員を置くことができる。

第3章 営業日、営業時間及び利用定員

（営業日及び営業時間）

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日～土曜日までとする（祝祭日含む）。
但し、12月30日～翌年1月3日までは除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分～午後5時30分
- (3) サービス提供時間 5時間以上6時間未満の場合
午前10時00分～午後3時20分

（利用定員）

第7条 事業所の利用定員は、1日30名とする。

第4章 利用者に対するサービスの内容及び利用料その他の費用の額

（介護サービス等の内容）

第8条 介護サービス等の内容は次のとおりとする。

- 1 生活指導（相談援助等）
- 2 機能訓練（日常動作訓練）
- 3 介護サービス（移動や排せつの介助、見守り等のサービス）
- 4 健康状態の確認
- 5 送迎
- 6 入浴サービス
- 7 食事サービス

(介護サービス等の利用料その他の費用)

第9条 介護サービス等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（告知上の報酬額）によるものとし、（第1号通所事業を提供した場合の利用料の額は石巻市が定める基準による）当該介護サービス等が法定代理受領サービスである時は、介護保険負担割合証等による自己負担割合に応じた額とする。

- 2 法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準（告知上の報酬額）の額とする。
- 3 事業所は、前2項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
 - (1) 介護サービス等に通常要する時間を超える指定通所介護であって、利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準又は、居宅支援サービス費用基準を超える費用。
 - (2) 食事サービス費 日額 600円
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用。
- 4 事業所は、前項の費用に係るサービスの提供に当たっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を文書により得るものとする。

(通常事業の実施地域)

第10条 通常事業の実施地域は、別紙の地域とする。

第5章 サービス利用にあたっての留意事項

(事業所における留意事項)

- 第11条 利用者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用し、事業所の施設、設備を故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損若しくは変更した場合は、自己の費用により原状に復するか又は相当の代価を支払うものとする。
- 2 利用者は、事業所やほかの利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行ってはならない。
 - 3 利用者は、決められた場所以外での喫煙をしてはならない。

- 4 事業所は、利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者とその家族との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとする。

(緊急時の対応方法)

第12条 職員は、介護サービス等の提供を行っているときに、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医等に連絡するなどの措置を講ずるとともに、所長に報告するものとする。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(業務継続計画)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。業務継続計画については、職員に対し周知し、研修及び訓練を定期的実施し、必要に応じて見直し変更するものとする。

第6章 その他運営に関する重要事項

(研修等)

第15条 事業所は、職員の資質向上を図るため、研修を次のとおり設けるものとし又業務体制を整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内
- (2) 継続研修 年2回以上

(個人情報保護)

第16条 事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らしてはならないものとする。

- 2 職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。

(苦情処理)

第 17 条 事業所は、提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供したサービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは紹介に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第 18 条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者にかかる居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。
- 3 第 2 項について事業所は、以下の各号に該当する場合には損害賠償責任を負わないものとする。
 - (1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
 - (2) 利用者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
 - (3) 利用者の急激な体調の変化等、施設の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合。
 - (4) 利用者が、施設若しくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合。

第7章 雑則

(身体拘束等)

第19条 事業所は、指定サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。

- 2 事業所は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第20条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第21条 事業所は、当該事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じる。

- (1) 事業所は、感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6ヶ月に1回以上参加する。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所は、感染症の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施する。

(掲示)

第22条 事業所は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

2 事業所は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載する。

(その他)

第23条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人和仁福祉会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年5月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年2月1日から施行する。

(運営規程第10条関係別紙)

デイサービスセンターの送迎に係る石巻圏域町名・字名一覧

※○印の地域を送迎いたします。

万石浦デイサービスセンター

No.	チェック	新市町名	町名・字名	備考	No.	チェック	新市町名	町名・字名	備考
1		石巻市	あけほの	(旧石巻市)	64		石巻市	西浜町	(旧石巻市)
2		石巻市	旭町	〃	65		石巻市	西山町	〃
3		石巻市	泉町	〃	66		石巻市	沼津	〃
4	○	石巻市	伊勢町	〃	67	○	石巻市	根岸	〃
5		石巻市	鑄銭場	〃	68		石巻市	羽黒町	〃
6		石巻市	井内	〃	69	○	石巻市	八幡町	〃
7	○	石巻市	伊原津	〃	70	○	石巻市	蛤浜	〃
8	○	石巻市	宇田川町	〃	71	○	石巻市	浜松町	〃
9		石巻市	駅前北通り	〃	72		石巻市	東中里	〃
10		石巻市	大瓜	〃	73		石巻市	雲雀野町	〃
11		石巻市	大手町	〃	74		石巻市	日和が丘	〃
12		石巻市	大橋	〃	75		石巻市	双葉町	〃
13	○	石巻市	大宮町	〃	76	○	石巻市	福貴浦	〃
14	○	石巻市	荻浜	〃	77	○	石巻市	不動町	〃
15	○	石巻市	折浜	〃	78		石巻市	蛇田	〃
16		石巻市	開成	〃	79	○	石巻市	牧浜	〃
17		石巻市	開北	〃	80	○	石巻市	松並	〃
18	○	石巻市	鹿妻本町	〃	81	○	石巻市	松原町	〃
19	○	石巻市	鹿妻南	〃	82		石巻市	真野	〃
20	○	石巻市	鹿妻北	〃	83		石巻市	丸井戸	〃
21		石巻市	門脇	〃	84	○	石巻市	万石町	〃
22		石巻市	門脇町	〃	85		石巻市	三河町	〃
23	○	石巻市	川口町	〃	86		石巻市	水押	〃
24	○	石巻市	狐崎浜	〃	87		石巻市	水沼	〃
25		石巻市	向陽町	〃	88	○	石巻市	三和町	〃
26		石巻市	穀町	〃	89	○	石巻市	緑町	〃
27	○	石巻市	後生橋	〃	90	○	石巻市	湊	〃
28	○	石巻市	小竹浜	〃	91	○	石巻市	湊町	〃
29	○	石巻市	小積浜	〃	92		石巻市	南境	〃
30	○	石巻市	幸町	〃	93		石巻市	南中里	〃
31	○	石巻市	魚町	〃	94		石巻市	南浜町	〃
32	○	石巻市	侍浜	〃	95		石巻市	南谷地	〃
33	○	石巻市	沢田	〃	96	○	石巻市	明神町	〃
34	○	石巻市	塩富町	〃	97		石巻市	元倉	〃
35		石巻市	潮見町	〃	98	○	石巻市	桃浦	〃
36		石巻市	重吉町	〃	99		石巻市	山下町	〃
37		石巻市	清水町	〃	100	○	石巻市	吉野町	〃
38		石巻市	新栄	〃	101		石巻市	宜山町	〃
39		石巻市	新境町	〃	102	○	石巻市	渡波	〃
40		石巻市	新橋	〃	103	○	石巻市	渡波町	〃
41	○	石巻市	新成	〃	104		石巻市	大森	(旧河北町)
42		石巻市	水明南	〃	105		石巻市	北境	〃
43		石巻市	水明北	〃	106		石巻市	小船越	〃
44		石巻市	末広町	〃	107		石巻市	東福田	〃
45		石巻市	住吉町	〃	108		石巻市	三輪田	〃
46		石巻市	千石町	〃	109		石巻市	大原浜	(新規)
47	○	石巻市	大門町	〃	110		石巻市	給分浜	(旧牡鹿町)
48		石巻市	高木	〃	111		石巻市	十八成浜	〃
49	○	石巻市	竹浜	〃	112		石巻市	小網倉浜	〃
50		石巻市	田代浜	〃	113		石巻市	清水田浜	〃
51		石巻市	立町	〃	114		女川町	旭が丘	(女川町)
52		石巻市	田道町	〃	115		女川町	石浜	〃
53	○	石巻市	垂水町	〃	116	○	女川町	浦宿浜	〃
54		石巻市	中央	〃	117		女川町	女川浜	〃
55	○	石巻市	月浦	〃	118		女川町	黄金町	〃
56		石巻市	貞山	〃	119		女川町	寿町	〃
57		石巻市	中里	〃	120		女川町	小乗浜	〃
58		石巻市	中島町	〃	121		女川町	桜ヶ丘	〃
59		石巻市	中瀬	〃	122		女川町	清水町	〃
60	○	石巻市	長浜町	〃	123		女川町	針浜	〃
61	○	石巻市	流留	〃	124		女川町	宮ヶ崎	〃
62		石巻市	南光町	〃	125	○	女川町	鷺神浜	〃
63		石巻市	錦町	〃					